

## 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱（令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とする。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とは、体外式模型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、第3条に掲げる整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費、基準額等は、次のとおりとする。

補助対象経費・基準額	補助額	補助率
<p>重点医療機関等が高度医療向け設備を整備するために必要な次の(ア)～(キ)に係る経費</p> <p>整備対象設備</p> <p>(ア) 超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円</p> <p>(イ) 血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円</p> <p>(ウ) 気管支鏡 1台当たり 5,500,000円</p> <p>(エ) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台当たり 66,000,000円</p> <p>(オ) 生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円</p> <p>(カ) 分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円</p> <p>(キ) 新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。</p>	<p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	10/10

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調 (別記第2号様式)
- (2) 事業計画書 (別記第3号様式)
- (3) 見積書
- (4) 収支予算書 (見込) 抄本
- (5) その他参考となる書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、知事は、報告があった場合には当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返納させることがある。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更(ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。)
- (2) 補助事業における設備費ごとに、20%を超える増減
- (3) 補助事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 変更経費所要額調 (別記第2号様式)
- (2) 事業変更計画書 (別記第7号様式)
- (3) 見積書
- (4) 収支予算書 (見込) 抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第8号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書(別記第11号様式)
- (2) 事業実績書(別記第12号様式)
- (3) 納品書, 検収調書等
- (4) 収支決算書(見込)抄本
- (5) その他参考となる書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後20日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第15号様式のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金交付要綱の規定は令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年11月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。